

# 令和6年度 仁風保育園 重要事項説明書

## 1 施設概要

名称	仁風保育園	住所	東京都荒川区荒川 2-41-1		
電話番号	03-3891-1634	FAX 番号	03-3891-8685		
開園	昭和 23 年 7 月	沿革	託児施設	大正 12 年 12 月	
			保育所認可	昭和 23 年 7 月	
			社会福祉法人に変更	平成 12 年 4 月	

### 敷地面積・構造

敷地	敷地全体	1300.39㎡	園庭	574.81㎡
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	延べ面積	910.53㎡

## 2 保育内容

### <保育理念>

児童福祉法の理念「児童が心身ともに健やかに育成されるように努める」という精神のもと厚生労働省通知による保育所保育指針に沿った保育を展開します。自分一人の力で生きているのではなく多くのいのちに支えられ、そのお陰で生かされているのです。ともに生きともに育ち合うところに「まことの保育」方針があり、それを目指していくことを理念としています。

### <保育方針>

保育方針は、創立当時から「まことの保育」（ほとけの子を育てる）の精神にすべての人や物に感謝できる心、そして、相手の悲しみ、苦しみに共に悲しむことのできる思いやりの心をもった明るく健やかな子どもを育むよう努め、また、最初の社会生活である保育園生活において、規則正しい躰を通して、社会性（自立心・自主性・協調性）の育成にも重点をおき、日々保育を展開すると共に、親と保育者も共に育ち合う場、そして、子どもの発達と共に親も保育者も育ち合う場と考えています。

### <保育目標>

- ・強く明るく豊かな心をそなえた子（みほとけさまをおがみます）
- ・感謝と協調のできる子（ありがとうのいえる子）
- ・聴く態度を身につけ探求と創造と自立にもえる子（よく聞く子）
- ・互いに助け合うことに喜びを感じ、仲間作りに励む健康で元気な子（なかよくする子）

### <保育内容>

保育所保育指針を基本に年齢別指導計画を立て日常保育を展開します。子どもの成長を支援し、子どもの成長と共に親と保育士も育ち合う場とする内容を実施します

## 3 職員構成

施設長 園長 本田ちえみ

### 職員数

園長	保育士	看護師	栄養士 調理員	事務	非常勤	園医 嘱託医
1名	21名	2名	5名	2名	10名	1名
運営責任者 施設管理	乳幼児 保育	健康管理 衛生管理	栄養管理 食育活動	事務	乳幼児 保育	園児の 健康管理

**園児定数**

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
クラス名	ちゅうりっぷ組	たんぽぽ組	うめ組	もも組	ふじ組	ゆき組	6クラス
認可定員	12名	15名	20名	21名	21名	21名	110名
実施定員	12名	20名	23名	24名	24名	24名	127名

**4 提供する日及び時間、提供を行わない日**

開園時間 7:15~19:15

休業日 日曜日・祝日・年末年始 12/29~1/3

地震または感染症の発生などの緊急を要する状況が生じた場合や台風、大雨、洪水などの発生や交通機関の運休等が発出された場合は保育園を休園することがあります。

保育時間 標準時間認定 基本の保育時間 9:00~17:00

1 1時間保育 7:15~9:00 17:00~18:15

延長保育 18:15~19:15

短時間認定 基本の保育時間 9:00~17:00

※1歳未満の子どもの保育時間は、8:30~17:00となります。

**※認定の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間等により保育時間を決定します。**

※送迎時間の把握のため、年度毎や変更が生じた場合には保育時間調査書の提出をお願いします。

**延長保育**

勤務時間や通勤時間等により延長保育が必要な方は「延長保育実施申込書」と「勤務証明書」の提出が必要です。希望する月の前月20日までに保育園に提出してください。延長保育の利用には、通常の保育料の他に延長保育料として10%程度の料金がかかります。延長保育には定員があります。定員を超えた場合、希望に添えないことがあります。 ※対象…満1歳以上の子ども

**延長スポット保育**

保護者の急な残業等、就労に伴う臨時的な延長保育を行っています。 対象 満1歳以上の子ども

利用できる日及び日数 保育園開園日の月~金曜日 一世帯当たり月8回まで

利用料金 30分以内 400円 30分を超えるごとに400円が加算されます。

※利用料金の支払いは、園からお渡しする所定の納入袋により現金で毎月支払います。

支払いは利用月の翌月です。決められた納付期限までにお支払いください。

支払いが確認できない場合、次回の利用が出来ない場合があります。

**土曜日保育**

土曜日保育の利用は、原則として保護者（父母双方）が土曜日に勤務の場合のみとなります。

臨時的に土曜日保育を希望する時は、「土曜日保育用勤務証明書」（父母双方）の提出が必要です。